

## 学校感染症と出席停止期間の目安

※学校保健安全法で定められた学校感染症です。

	病名	出席停止期間の基準(目安)
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱 痘そう、南米出血熱、ペスト マールブルグ病、ラッサ熱 急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア 重症急性呼吸器症候群(SARS) 中東呼吸器症候群(MERS) 特定鳥インフルエンザ(H5N1・H7N9)	治癒するまで
第2種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く)	発症日を0日として5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適切な抗菌性物質製剤による治療完了まで
	麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発しんが痂皮化(かさぶた)するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状消退後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症日を0日として5日を経過し、かつ症状軽快後1日を経過するまで
	結核	症状により医師により感染のおそれがないと認められるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	症状により医師により感染のおそれがないと認められるまで	
第3種	コレラ	症状により医師により感染のおそれがないと認められるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他の感染症	

※上記のような感染症にかかった時は、医師の治療を受け、登校の許可があるまで家で休んでください。外出・アルバイトは禁止です。

※上記のような感染症の診断を受けた場合、短大事務局または保健指導室まで必ず連絡してください。